

理 由

最近における中小漁業者の漁業事情等の変化にかんがみ、漁業共済事業及び地域共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を設けるとともに、養殖施設又は漁具に係る損害に関して必要な給付を行う漁業施設共済を漁業共済事業として一括して実施するほか、漁業共済組合連合会が地域再共済事業を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。